

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：32704

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530386

研究課題名(和文) グローバル社会の所得課税における効率性と公平性の調和

研究課題名(英文) A Harmonization of Efficiency and Equity in Income Taxation under the Global Economy

研究代表者

望月 正光 (Mochizuki, Masamitsu)

関東学院大学・経済学部・教授

研究者番号：40190962

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円、(間接経費) 1,140,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、貯蓄 - 投資課税の効率性を維持しつつ、所得課税の財源調達機能の強化と再分配機能による公平性を実現可能とする二元的所得課税の新たな展開について、理論的側面と実証的側面から検討を行った。その結果、個人段階の累進的勤労所得課税とフラットな税率の資本所得課税に、法人段階での超過利潤型の法人税(キャッシュフロー法人税、ACE型法人税)を組み合わせた新たな二元的所得税は、資本移動性の高まるグローバル経済の下で、効率性と公平性の調和を図る税制として実効性の高い税制であることが検証された。それゆえ、今後国際競争力を維持しつつ、成長促進を図る点からも課税戦略として重要な税制であることが示唆される。

研究成果の概要(英文)：We examine the new system of dual income taxation(DIT) in theory and practice. The DIT is traditionally composed of the progressive labor income tax and the flat rate capital income tax. Our new system adds corporate excess profit tax (e.g., cash flow corporate tax, Allowance for Corporate Equity system) to the traditional DIT. It satisfies both the efficiency of saving-investment taxation and the equity of income taxation. We show that the new system would be an effective tax system which could harmonize the efficiency and the equity in global economy. Therefore, we imply that the new system of DIT would be an important tax strategy in terms of international competitiveness and economic growth.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学、財政学・金融論

キーワード：二元的所得税 超過利潤税 キャッシュフロー法人税 ACE型法人税 付加価値税

1. 研究開始当初の背景

グローバル社会を背景にして、法人税が企業行動を阻害するという観点から、超過利潤のみを課税ベースとする(つまり、通常の利潤型法人税よりも課税ベースを縮小する)中立課税へ移行し、税率については、法人税のみでの税収中立を考えず、個人所得税や消費税で税収を確保するという提案が行われ、欧州においてはベルギーがACE (Allowance for Corporate Equity) 型の法人税を採用するなど、現実にも、超過利潤型法人税への移行の流れが見られる。同時に、国際的な資本移動性の高まりを背景として、近年、新たな規範的租税論として注目されるようになった二元的所得税は、現実にも欧米諸国の租税政策に大きな影響を及ぼしている。

わが国では、所得税改革の一環として、「金融所得課税の一体化」が進められている。このような「金融所得課税の一体化」は、部分的に資本所得の低率課税という要素を含むことから、その政策的根拠として二元的所得税の理論が援用される場合があるとはいえ、なお完全な二元的所得税の導入にまでは政策論議が及んでいない。

「一体化」後のわが国の所得税のあり方を構想するにあたっては、所得課税全体としての整合性を維持する観点から、以下の諸点を明確にしておく必要がある。(1)公平性と効率性という二つの基本的評価基準に照らして、わが国の所得税制は完全な二元的所得税体系に移行すべきかどうか、(2)そのような改革に際して、執行面でどのような問題が生じると予測されるか、(3)二元的所得税の下で法人課税はどのような形態が望ましいかという問題である。

2. 研究の目的

(1)二元的所得税が各国における租税政策の指針として影響力を強めるなかで、なぜ北欧以外の国では、依然として完全な二元的所得

税が採用されないのか、その理論的・制度的要因について明らかにする。

(2)法人税が企業行動を阻害するという観点から、超過利潤のみを課税ベースとする(つまり、通常の利潤型法人税よりも課税ベースを縮小する)中立課税へ移行し、税率については、法人税のみでの税収中立を考えず、個人所得税や消費税で税収を確保するという提案について検証する。具体的には、President's Advisory Panel on Federal Tax Reform (2005)、Kleinbard (2005)、Keuschnigg & Dietz (2007)等の提示案、また、ベルギーで実施されているACE型の法人税がその対象となる。そこで、このような超過利潤型の法人税の採用が各国の経済厚生にいかなる影響を与えるのかについて、理論分析、実地調査、シミュレーション分析の各方面から検討を行う。

(3)以上の理論的・実証的検討を整理したうえで、わが国における個人段階の累進的勤労所得税とフラットな税率の資本所得課税に、法人段階での超過利潤型の法人税(キャッシュフロー法人税、ACE型法人税等)を組み合わせた税制の導入の是非をシミュレーションによって明らかにする。

3. 研究の方法

本研究内容では、包括的所得税、二元的所得税、法人税(超過利潤税)を組み合わせた租税システムの体系的調和が必要とされ、共同研究が必須条件であった。そのため、研究を担う5名(望月、栗林、野村、山田、高松)は、既にそれぞれの分野において研究を進めているが、本研究では可能な限り総合的な理論・実証分析を行った。

具体的には、包括的所得税論からの二元的所得税の再検討を行い、その上で、二元的所得税導入国であるフィンランドを中心にして公平性の実証分析を行った。法人税については、超過利潤税を導入したベルギー

などの実地調査を行うとともに、マイクロデータを用いて、超過利潤税の経済効果について実証分析を行った。さらに、新たな二元的所得税の導入は税収の減少をもたらすことから、代替財源としての付加価値税の影響についても分析を行った。

以上の研究方法を着実に進めるため、研究協力者（井上）を含めた定例研究会を、月一回のペースで研究代表者の所属する関東学院大学（関東学院大学関内メディアセンター）で開催した。

4. 研究成果

平成23年度から平成25年度の研究実績を踏まえて、本研究で得られた結論は、以下の通りである。

(1) 個人段階での二元的所得税について

本研究では、二元的所得税の所得分配に及ぼす影響を明らかにすることを目的として、1990年代以降のフィンランドにおける所得分配の変化とその所得種類別の要因を Statistical Finland の階層別集計データを用いて検証するとともに、同国の所得税の再分配効果について分析を行った。分析により以下の点が明らかとなった。

1993～2000年までの間に、経済的総所得のジニ係数が上昇しているが、その主因は、配当とキャピタル・ゲインの高所得層への集中にあった。一方、2000年代におけるジニ係数の変動には、キャピタル・ゲインが最も大きな影響を与えた。これらの点は、全体の所得不平等が階層間不平等と高所得階層内の不平等によって規定されるとのタイル尺度による分析結果とも整合的である。

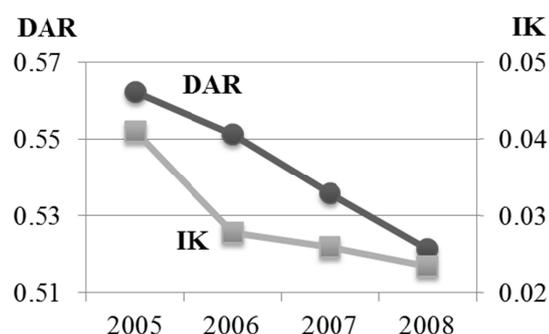
所得税の再分配効果については、分析の対象期間（1993～2002年）を通じてほとんど変化していないが、そうしたなか、1996～2000年にかけて再分配効果が年々低下したのは、もっぱら勤労所得税に因る。むしろ資本所得税は、その低下分を相殺する

形で寄与度を高めた。

この間、資本所得税それ自体が直接的に所得税全体の再分配効果にマイナスの影響を与えたとはいえない。ただし、資本所得の増大と勤労所得の低下に表裏の関係性があれば、資本所得比率の上昇は、勤労所得比率の低下を通じて、全体の再分配効果を弱めた可能性は否定できない。総じて、所得税全体の再分配効果を規定しているのは勤労所得税であることから、二元的所得税の再分配機能を確保するには、勤労所得税の課税水準と累進度を維持することが重要であると考えられる。

(2) 法人段階での超過利潤税について

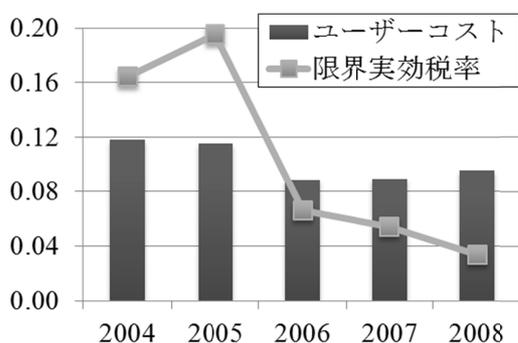
ACE型法人税は、負債利子に対する控除に相当する自己資本の機会費用控除を行うことで、従来の法人税における負債と自己資本の非対称な扱いを廃止する。そのため、企業の資金調達に中立的になることが理論的に示されており、いくつかの実証研究においても、その効果が示されてきた。ベルギー企業1,660社の平均値で見ると、ベルギーでACE型法人税が導入された2006年の負債資産比率は、2005年に比べて1%ポイント程度低下している（図A）。さらに計量分析の結果、企業の負債資産比率を有意に低下させたという結果が得られた。これは、理論やいくつか



図A 負債資産比率（DAR）・設備投資率（IK）の標本平均推移

の先行研究と整合的な結果であり、ACE型法人税の導入目的（従来税制における負債優遇の是正）が実現していることを示すものであ

る。また、ACE型法人税のもう1つの特徴として、課税ベースを超過利潤とすることで、資本のユーザーコストに対する課税の影響を排除し、企業の設備投資決定に中立的になるということが、理論的に示されている。そのため、導入後に設備投資が増加することが期待されるが、このことは、先行研究ではほとんど確認されていない。ベルギー企業の平均値で見ると、2006年以降の設備投資率（＝有形固定資産の設備投資額を前年末の固定資産残高で除した値）は低下しており、理論とは異なる結果が出ている（図A）。しかし、計量分析の結果、少なくとも税制の直接的な影響としては、設備投資が増加したことが示された。この結果は、限界実効税率の低下にも表れており（図B）、ACE型法人税の導入そのものは、設備投資を増加すると考えられる。



図B 資本のユーザーコスト・限界実効税率の標本平均推移

以上の結果は、資金調達や設備投資の限界的な費用に与えるACE型法人税導入の影響を分析したものであり、税収や一国全体の設備投資に与える影響については論じていない。ゆえに、ACE型法人税がマクロ経済にもたらす影響についての実証研究を行うことが今後の課題となる。

(3) 税源不足を補完する付加価値税について

税源調達不足の代替財源としての付加価値税（消費税）については、理論的な側面と実証的な側面から研究を行った。

付加価値税（消費税）の理論的研究では、多くの国で金融部門の生み出す付加価値の

割合は小さくないにもかかわらず、非課税措置が取られることの多い金融サービスに注目した。この金融サービスに課税することが理論的に望ましいのかという論点に対して、複数家計を前提とした非線形労働所得税と線形消費税の最適なタックス・ミックスの文脈で、Lockwood (2010) の取引費用アプローチ（すなわち、財を消費する際に取引時間を必要とし、金融決済サービスはその取引時間を節約できる）を用いて検証した。

先行研究の、金融決済サービス手数料に対しては他の財・サービスと同様に一律税率課税、スプレッドに対しては非課税とすべき（Jack (2000), Boadway & Keen (2003)）といった結果は、財消費の取引時間を考慮しないならば、効用関数の分離可能性を前提に妥当性を持つ。一方、取引費用アプローチの下では上記の結果を得ることはできない。金融サービスが取引時間に影響しない場合に、財を一律税率課税するならば、スプレッドは補助すべきであり、金融サービスが取引時間に影響する場合には、他の財と比較して金融決済サービスを軽課すべきことが明らかとなった。このような結果が得られる理由は、金融サービス課税が高貸金率家計から低貸金率家計を模倣しようとする事を防ぐ自己選択制約を緩和し、（非線形）労働所得税による再分配政策を実行しやすくするためである。

制度面からの実証分析では、これまで付加価値税の標準モデルとして、ヨーロッパ諸国における長い歴史に基づいて、EUモデルが考えられる。しかし、Cnossen(2003)が指摘するように、1993年のEU成立と同時に、EU域内取引が自由化されたことによって、加盟国の付加価値税制度の相違（例えば、複数税率や非課税制度等）による問題がより顕在化するようになってきている。このため、EUモデルは、オールドVATとして制度改革が不可避となっているのが、現状である。これに対して、Mirrlees (2010)の第4章、

Craford, Keen & Smithの説明に代表されるように、グローバル社会における付加価値税の新しい潮流として、効率性と公正性を備えたニューVATが注目されるようになってきている。その代表が、ニュージーランドモデルであり、その基本的な考え方はシンプルなもの、「単一の標準税率構造と広い課税ベース」である。それゆえ、今後代替財源として付加価値税を指向するのであれば、このような考え方に基づくニューVATが、オールドVATの直面している問題の多くを改善することにつながるとして、期待される。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計12件)

栗林隆、日本の風土と消費税 導入から税率引き上げプロセスの再検討、CUC View & Vision、査読無、第37号、2014年、pp. 29-33.

井上智弘・山田直夫、ベルギー法人税制におけるNID導入の効果、会計検査研究、査読有、第49号、2014年、pp. 11-28.

望月正光、付加価値税理論の新潮流 - オールドVATからニューVATへ -、経済系、査読有、第254号、2013年、pp. 96-105.

栗林隆、地方公共団体の税収構造 千葉県市川市の事例、CUC View & Vision、査読無、第35号、2013年、pp. 65-69.

Hiroyasu Nomura、Nordic Dual Income Tax: A Review of Rational and Issues、獨協経済、査読無、第93号、2013年、pp. 45-56.

山田直夫、ベルギーのNIDをめぐる近年の動向、証券レビュー、査読無、第53巻第4号、2013年、pp. 136-147.

山田直夫、講演 証券税制改革の課題と今後の展望、証券レビュー、査読無、第53巻第6号、2013年、pp. 70-112.

望月正光、オールドVAT、ニューVAT 付加価値税理論の新潮流、地方財政、査読無、第51巻第8号、2012年、pp. 4-13.

栗林隆、租税配分原則と課税の公平、CUC Discussion Paper、査読無、第19号、2012年、pp. 1-15.

望月正光、個人所得税の税率フラット化

と機能(役割)の変化、租税研究、査読無、第739号、2011年、pp. 50-68.

栗林隆、カーター報告の教え 古典に学ぶ課税の公平、CUC View & Vision、査読無、第32号、2011年、pp. 35-40.

野村容康、アメリカの州・地方債市場における税額控除債の可能性、証券経済研究、査読有、第73号、2011年、pp. 61-82.

[学会発表](計7件)

野村容康、フィンランド二元的所得税の再分配効果、日本財政学会、2013年10月6日、慶応義塾大学・三田キャンパス

井上智弘・山田直夫、ベルギー法人税制におけるNID導入の効果、日本財政学会、2013年10月6日、慶応義塾大学・三田キャンパス

高松慶裕、金融サービスに対する最適課税、日本財政学会、2013年10月6日、慶応義塾大学・三田キャンパス

望月正光、「横浜みどり税」の現状と評価、日本地方財政学会、2013年5月18日、専修大学・生田キャンパス

栗林隆・青柳龍司、千葉県市川市における1%支援制度の評価と分析 住民税制と寄付課税、日本地方財政学会、2012年5月20日、立命館大学・衣笠キャンパス

野村容康、二元的所得税は公平か、千葉商科大学経済研究所「公開シンポジウム」(招待講演) 2011年11月12日、千葉商科大学・丸の内サテライトキャンパス

望月正光、個人住民税の税率フラット化と機能(役割)の変化、日本租税研究協会「地方税制研究会」(招待講演) 2011年2月15日、北浜フォーラム(大阪府)

[図書](計7件)

野村容康(共著)、日本証券経済研究所、図説イギリスの証券市場、第9章「証券税制」、2014年、総ページ数201頁(内134-143頁)

野村容康(共著)、東洋経済新報社、財政学(第3版)第8章「現代の租税理論」、2014年、総ページ数284頁(内189-212頁)

山田直夫(共著)、日本証券経済研究所、図説日本の証券市場、第16章「証券税制」、2014年、総ページ数314頁(内260-279頁)

望月正光・栗林隆・野村容康・山田直夫(分担執筆)、金森久雄・荒憲治郎・森口親司(共編)、有斐閣、有斐閣経済事典(第5版)142項目分担、2013年、総ページ数1604頁(内799-870頁)

持田信樹・堀場勇夫・望月正光、The Yuhikaku Publishing Co., Ltd.、The Economics of Sub-National VAT、2012

年 11 月、総ページ数 109 頁
野村容康（共著）、日本証券経済研究所、
証券税制改革の論点、第 6 章「アメリカ
の貯蓄優遇税制と所得分配 州・地方債
利子非課税制度を中心として」、2012
年、総ページ数 273 頁（内 184-217 頁）
野村容康（共著）、日本証券経済研究所、
図説ヨーロッパの証券市場、第 12 章「証
券税制」、2012 年、総ページ数 301 頁（内
252-267 頁）

（平成 25 年度より研究分担者）

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

取得状況（計 0 件）

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

望月 正光 (MOCHIZUKI, Masamitsu)

関東学院大学・経済学部・教授

研究者番号：40190962

(2) 研究分担者

栗林 隆 (KURIBAYASHI, Takashi)

千葉商科大学・商経学部・教授

研究者番号：30306401

野村 容康 (NOMURA, Hiroyasu)

獨協大学・経済学部・教授

研究者番号：90383207

山田 直夫 (YAMADA, Tadao)

公益財団法人日本証券経済研究所（調査研
究部及び大阪研究所）・その他部局等・研
究員

研究者番号：30638391

（平成 25 年度より研究分担者）

高松 慶裕 (TAKAMATSU, Yoshihiro)

静岡大学・人文社会科学部・准教授

研究者番号：90454016